

令和元年

第20回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和元年10月28日(月)

伊勢原市農業委員会

第20回伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年10月28日(月) 午前9時35分～

2 開催場所 伊勢原市役所2階2C会議室

3 委員在任定数 10名

1	大木 克美	6	廣木 孝幸
2	越地 進	7	木村 勇
3	杉本 和彦	8	萩原 隆雄
4	横山 正博	9	鈴木 雅之
5	岸田 文雄	10	黒田 義夫

4 出席委員数 10名

5 欠席委員数 0名

6 署名委員 大木 克美
越地 進

7 議長 黒田 義夫

8 事務局等職員出席者
小瀬村 正宣(事務局長)
青木 優
今井 亮輔
荒井 昌稔

9 傍聴者 0名

10 審議内容 (開会 午前9時35分)

[事務局長] 時間になりましたので、第20回伊勢原市農業委員会総会を始めます。開会に先立ちまして、本日、傍聴を希望される方は、いらっしゃいませんでした。在任定数10名、欠席委員は、おりません。現時点での出席委員は10名で、定足数に達しておりますので、第20回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。それでは、よろしくお願いいたします。

[議長] それでは、ただ今から、第20回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、1番・大木 克美 委員と2番・越地 進 委員の両名にお願いをいたします。それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告8件、議案3件の計11件となっております。まず、報告より入ります。

[議 長] 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

[事務局] 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。今回、農地法で義務づけられている相続等による農地の所有権取得の届出が5件ありました。この届出は、相続が発生したときに、登記簿謄本の地目、または課税上の現況地目のいずれかが農地であれば、届出の対象となります。

はじめに、報告第1号の1です。相続日は、平成30年11月26日。市内池端にお住まいの方が、沼目1丁目の農地1筆、面積476㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和元年9月17日です。

次に、報告第1号の2です。相続日は、平成30年11月26日。埼玉県にお住まいの方が、池端字久保の農地1筆、面積396㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和元年9月17日です。

次に、報告第1号の3です。相続日は、平成31年3月7日。市内日向にお住まいの方が、日向字洪田の農地1筆、神戸字上満寺の農地1筆、合計2筆、面積2,583㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和元年10月9日です。

次に、報告第1号の4です。相続日は、令和元年5月8日。市内小稲葉にお住まいの方が、小稲葉字八反地の農地1筆、同字下之町の農地1筆、同字廣町の農地2筆、同字巽の農地8筆、同字下河内の農地3筆、合計15筆、面積6,681㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和元年9月24日です。

次に、報告第1号の5です。相続日は、平成30年6月20日。市内下谷にお住まいの方が、下谷字中才の農地5筆、同字大原の農地5筆、合計10筆、面積3,345㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和元年9月24日です。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、相続により所有権を取得した旨の届出が5件あったという内容になっております。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。無いようですので、報告事項ですので次に移ります。

[議 長] 報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第2号は、市街化区域の農地を、土地の所有者が農地以外のものにする届出になります。

今回は、1件、5筆、面積1,793㎡の届出がございました。地区は、成瀬地区で、転用目的は一般個人住宅になります。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、市街化区域内の農地の転用ということで、1件届出があったという内容になっております。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] よろしいですか。特に無いようでございますので、次に移ります。

[議 長] 報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第3号は、市街化区域の農地を、土地の権利移動を伴って農地以外のものにする届出になります。

今回は、合計で4件、8筆、面積1,997.16㎡の届出がございました。地区は、伊勢原地区で2件、3筆、432.16㎡、比々多地区で1件、1筆、495㎡、成瀬地区で1件、4筆、1,070㎡になります。権利の種類は全て所有権の移転になります。転用目的は、個人住宅が3件、駐車場が1件となります。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、市街化区域内の農地について、所有権の移転が伴う転用が4件提出されたということでございます。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] よろしいですか。無いようですので、次に移ります。

[議 長] 報告第4号、農地法第5条第1項第7号の適用を受ける買受適格証明願についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第4号、この証明は、競売・公売に参加して農地の買受けの申し出を希望する際に、事前に適格者の証明を受けておく必要があります、入札する際に添付書類として求められるもので、農地の競売や公売の入札に参加できるのは、この買受適格者証明を有している者に限られます。この証明は、公売にかけられた土地を事前に通常の農地転用と同様の審査を行い、出願者がその土地を取得する適格者であるかどうかを証明するものです。証明を受けた者が落札をした時は、通常通り農地法第5条第1項第6号の届出を提出いただき、農地転用を実施します。この証明の交付審査基準は、農地法第5条第1項第6号に規定する基準と同様です。

今回、場所は串橋の市街化農地になります。図面番号は1番です。あわせて、公図及び平面図等をご覧ください。出願者については、項目1、2ともに市内の不動産業を営む法人で、取得された際は、宅地として転用される予定です。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、競売等における農地の買受けを希望する者から買受け適格証明願が2件出されたという内容になってございます。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] よろしいですか。特に無いようですので、次に移ります。

[議 長] 報告第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします

[事務局] 報告第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。比々多地区で1件、成瀬地区で1件の申請がありました。

報告第5号の1、申請人は市内串橋にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和元年9月24日。対象農地の明細は、9頁～10頁です。串橋字登り道に1筆、同字宮ノ根に1筆、同字古屋敷に2筆、同字境ノ町に4筆、同字廣田に2筆、坪ノ内字宮ノ脇に1筆、同字観音谷戸に1筆、合計12筆、面積は9,084㎡です。10月2日に事務局で現地調査を行い、全ての対象農地が良好に管理されていることを確認し、10月3日付けで先決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第5号の2、申請人は市内栗窪にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和元年9月27日。対象農地の明細は、11頁～12頁です。栗窪字林窪に3筆、同字林台に1筆、同字四石田に5筆、同字廣町に2筆、同字仲丑窪に3筆、合計14筆、面積は6,448㎡です。10月3日に事務局で現地調査を行い、全ての対象農地が良好に管理されていることを確認し、10月3日付けで先決処分で証明書を発行しました。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。内容は、相続税の納税猶予を受けている方から引き続き農業経営を行っている旨の証明願が出され、確認できたので専決処分をしたという内容が2件でございます。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] よろしいですか。無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第6号、農地造成工事届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第6号、農地造成工事届出書について。報告第6号は、農地造成工事の届出です。今回、成瀬地区で1件の届出がありました。

報告第6号の1、図面番号は2番です。あわせて公図及び土地利用計画図等をご覧ください。届出場所は、下糟屋字上砂田の畑・3筆、盛土面積は709㎡で約445㎡の盛土を行う旨の届出です。届出人は市内高森の方で、施工者は伊勢原の法人です。施工内容は、南側水路から1m後退し、隣接する農地からも30cm後退させ、最大盛り土高は90cm、周囲は29度の法面で施工します。使用する土は、市内高森から運搬します。届出日は10月3日、工期は令和元年10月10日から令和元年12月31日までです。盛土した後は、飼料用トウモロコシを作付けする予定です。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。内容は、農地造成の届出の提出が1件あったという内容になっております。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

[A委員] 報告はいいのですが、地元の関係なので確認します。前にも確認させていただきましたが、工期について、10日から始まっています。農業委員が連絡があって調査を行っています。前にもあったのですが、行くと、もう工事が終わってしまっている場合があります。現地確認はするのですが、事後処理的なことを見に行くみたいな形になるケースがありますので、できれば農業委員が現地調査した後に着工していただくとか、総会後に着工ということは、できないのですか。と言いますのは、何かあっても、後を見に行く話になってしまうので、事務局、その辺は、どうお考えですか。

[事務局] 今回の場合はですね、事前相談とか無いことなので、申請段階で10月10日から。

10月3日の受付だったのですが、10月10日からは着工するという予定でしたので、終わるのは12月31日ということなので、総会の報告の後にも工事が着工されているので、この辺は農業委員さんが確認されても、調査して指導できる状態だと認識しましたので、今回の件に関しましては、受付をして、施工に対しては十分に注意をするようにと、前回も同じ業者でもありましたので、事務局も十分注意をしております。

[A 委員] この業者、だいぶ成瀬地区が多いので、過去にいろいろありましたので、図面等が申請されて問題があるかどうかということは事務局でも良く見ていただけるのでしょうか。でも、農業委員も現地調査を見てこいということで図面が付いているわけですから、できたら総会後に問題ないということで、お願いしたいと思います。

[事務局] そうしたことが理想だと思いますので、今後、届出がある場合は総会後に着工という形で指導していきたいと考えます。

[議長] 他に、何かございますか。よろしいですか。それでは、次に移ります。

[議長] 報告第7号、農地法第5条第1項ただし書き該当の届出書についてを議題とします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第7号、農地法第5条第1項ただし書き該当の届出書について。
報告第7号の1、図面番号は3番です。あわせて公図及び計画図面をご覧ください。
本件は、伊勢原市下水道整備課長からの届出で、場所は、東大竹字入部840番の一部、面積1,047㎡のうち554.75㎡と841番の一部、面積833㎡のうち444.79㎡、2筆、合計面積999.54㎡を浸水対策調整池整備工事に伴う資機材置場と現場事務所等として使用するため2月に一時転用の届出が出ていましたが、工事に遅れが生じたため工事期間延伸のための届出です。工事完了時期は令和2年3月27日です。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。内容は、工事の遅延による完成年月日の変更ということで、9月30日から令和2年3月27日に変更するという内容になっております。何か、ご質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 特に、ございませんですか。無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第8号、農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第8号は、農地法第3条の許可を受けた農地や、利用権設定期間中の農地を貸し手・借り手の合意で解約をする場合には、農地法第18条による合意解約の届出が必要となります。

今回は、高部屋地区で1件の届出がございました。内容は、借り人の死亡に伴い、耕作ができなくなったため利用権を解約するというものになります。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。内容は、農地の賃貸借の解約ということでございます。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。無いようですので、議案に移ります。

[議 長] 議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。相続税の納税猶予とは、農業を営んでいた被相続人が、農業の用に供している農地を、農業を引き継ぐ相続人が相続した場合、相続を受けた人に課税される相続税は、相続した農地を相続人が営農している限り、納税が猶予される制度です。猶予された税額は、相続を受けた方が死亡した場合に納税が免除されます。

議案第1号の1、申請人は市内小稲葉にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。対象農地の明細は、17頁～18頁で、黒丸をつけました筆になります。申請地は小稲葉字八反地に1筆、同字下之町に1筆、同字廣町に2筆、同字巽に8筆、同字下河内に3筆、合計15筆、面積6,681㎡を特例農地として申請しています。9月30日に、地区の農業委員と事務局及び相続人とで現地調査を行い、農地として全筆良好に管理されていることを確認しました。なお、申請者は報告第1号の3の方になります。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いいたします。

[地区担当委員] 9月30日、事務局と一緒に対象農地を確認しました。対象者は酪農を営んでいる方で、農地は適切に管理されていることを確認いたしました。以上です。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議 長] 議案第1号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第1号の1については、「原案のとおり認める」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 挙手全員。よって、本案は「原案のとおり認める」といたします。次に移ります。

[議 長] 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について。農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、高部屋地区で1件の申請がありました。

議案第2号の1、図面番号は4番です。あわせて公図をご覧ください。申請地は上粕屋字久保の3筆、面積は416.28㎡です。譲渡人は市内上粕屋にお住まいの方で、譲受人は譲渡人の実の娘さんです。今回、経営移譲のための申請です。譲受人世帯の経営農地面積は3,703㎡なので、下限面積の特段の面積の30アールに達しており農地取得に支障はありません。10月10日に事務局と地区担当委員さんの合同で現地調査を行い、経営農地は適正に管理されており、農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員は私が担当しておりますので、私の方から補足説明をさせていただきます。

[地区担当委員] さる24日に、高部屋の委員さん・推進委員さん、あわせて現場を確認してまいりました。譲渡人の方は、既に90歳を越えておられて、同一敷地内に娘夫婦がお住まいになっております。敷地内には農機具も整備されておられて、既に娘夫婦が農業を受け継いでいるとうかがえます。従って、経営移譲、よろしいのかな。特に問題は無いのかなという判断をしてまいりました。以上でございます。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員の説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議 長] 議案第2号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第2号の1については、「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 挙手全員。よって、本案は「原案のとおり許可とする」ことといたします。次に移ります。

[議 長] 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 今回は新規の届け出分は4件ありました。農地の賃貸借等につきましては、利用権設定期間が終了すれば、自動的に権利が消失して、民法上の小作の権利が生じない農業経営基盤強化促進法による利用権の設定が、現在は殆どです。利用権の設定は農業経営基盤を強化するための農地の利用集積ですので、利用権を設定できる方は、農地法第3条の「下限面積」要件はありません。10アール以上を営農する経営農家や新規就農認定を受けた方、また解除条件付き利用権で行う株式会社やNPO法人などの法定法人が対象となります。

今回の新規の届出の内容といたしましては、大田地区で4件です。37筆ありまして、面積は18,657㎡です。権利の種類は、使用貸借権が3件、賃貸借権が1件です。10a当たりの賃借料は10,000円という内容になります。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。なお、本案件には農業委員会等に関する法律第31条に関する案件が含まれているため、順次裁決を行うこととします。

はじめに、議案第3号の1の審議及び議決にあたりまして、関係農業委員である「9番」の農業委員の退席をお願いいたします。

【 関係農業委員 退席 】

[議 長] それでは、審議に入ります。議案第3号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

- [議 長] 特に、ございませんですか。無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。
- [議 長] 議案第3号の1については、「出願のとおり承認する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議 長] 挙手全員。よって、本案については「出願のとおり承認する」ことといたします。
- [議 長] ここで、関係農業委員の入場を認めます。
- 【 関係農業委員 入場 】
- [議 長] 続きまして、議案第3号の2から4について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。
- [B 委員] 議案第3条の2の方ですが、住所を見ますと同一住所で個人から、自分でやっている会社に移管ということが見受けられるのですが、こういうのも必要ということなのでしょうか。同じ人が利用権を設定する意味とか、教えてください。
- [事務局] この法人ですが、このたび、新たに法人を立ち上げました。今まで個人でやっていたのですが、法人の方へ貸すという形を取りまして、法人の経営、農地所有適格法人の会社になりますけども、法人経営することによりまして。経営の合理化ですとかメリットがありますので、こちらの方でやりたいということです。
- [議 長] 他に、何かございますでしょうか。無いようでございますので、質疑を打ち切り採決をいたします。
- [議 長] 議案第3号の2から4につきましては、「出願のとおり承認する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議 長] 挙手全員。よって、議案第3号の2から4につきましては、「出願のとおり承認する」ことといたします。
- [議 長] 以上を持ちまして、第20回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。大変お疲れさまでございました。
- [事務局長] ありがとうございます。次回の総会は、11月27日の水曜日ですので、よろしく、お願いいたします。

【10時10分 終了】

令和元年10月28日